



薬食発第 0331011 号
平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 21 年厚生労働省告示第 219 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願ひいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる防腐剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第 3 の 2 を改正し、以下のとおり、化粧品へ配合できる防腐剤として、ピロクトンオラミンを追加したこと。

別表第 3 の 2 化粧品の種類により配合の制限のある成分

成 分 名	100g 中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	粘膜に使用され paramString="100g 中の最大配合量 (g)" data-kind="parent" data-rs="2">0.05	粘膜に使用され paramString="100g 中の最大配合量 (g)" data-kind="parent" data-rs="2">0.05
ピロクトンオラミン	粘膜に使用され paramString="100g 中の最大配合量 (g)" data-kind="ghost">		

(前のページより続き)

- 廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十九年度における全保険者平均老人加入率及び老人保健施設療養費等確定率を公示する件(同二一〇)
- 平成二十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関する保険者前高齢者交付金等の額及び厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同二一三)
- 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十一年度における全保險者平均前高齢者加入率見込値を公示する件(同二一四)
- 消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同二一五)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(同二一六)
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件(同二一七)
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十一年度の単位掛金額を定める件(同二一八)
- 化粧品基準の一部を改正する件(同二一九)
- 薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二二〇)

二五

- 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項の一部を改正する件の一部を改正する件(同二二三)
- 児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準(同二二四)
- 児童福祉法施行規則第三十六条の厚生労働大臣が定める研修(同二二五)
- ハッセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハッセン病療養所(同二二六)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(同二二七)
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院人所規程(同二二八)
- 雇用保険法附則第五条第一項第一号の規定に基づき雇用保険率を変更する件(同二二九)
- 厚生労働大臣が定める賃金日額の算定する地域を定める件(同二二九)
- 厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件(同二三〇)
- 厚生労働大臣が定める現物給与の額(同二三一)

二六

- 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(同二三二)
- 施設基準の一部を改正する件(同二三三)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同二三一)
- 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(同二三三)
- 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項の一部を改正する件の一部を改正する件(同二二四)
- 児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修(同二二五)
- ハッセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハッセン病療養所(同二二六)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(同二二七)
- 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(同二二八)
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院人所規程(同二二九)
- 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を廃止する件(同二四〇)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同二四一)
- 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同二四二)

二七

- 障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものとの一部を改正する件(同二四三)
- 派遣元事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する件(同二四四)
- 派遣先が講すべき措置に関する指針の一部を改正する件(同二四五)
- 心神喪失等の状態で重大な他言行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同二四六)
- 基本診療料及び医療觀察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件(同二四七)
- 船員保険法施行規則第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件(社会保険庁一〇)
- 平成二十一年度における船員保険法第五十九条第十四項及び第十五項の規定に基づく船員保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件(同二四八)
- 船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項の規定に基づき社会保険庁長官の指定する教育訓練の一部を改正する件(同二四九)
- 船員保険技術習得手当、寄宿手当及び移転費支給細則の一部を改正する件(同二五〇)
- 卸売業者の合併について認可した件(同二五一)
- 農林水産四三)項の農林水産大臣の定める特定の疾病を定める件(同二五二)

二八

二九

二一〇

二一

二一

二一

二一

二一

二一

○厚生労働省告示第二百六十六号
災害救助法施行令（昭和二十一年）
による救助の程度、方法及び期
部を次のように改正し、平成二

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百一十五号)第九条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成十二年厚生省告示第百四十四号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百一十八号
社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基
づき、平成二十一年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 拠添 要一

平成二十一年三月三十日
第二条第二号口中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改める。
厚生労働大臣 沢添 要一

○厚生労働省告示第二百十九号
薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 柴添 要一

定義の数	ビリチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	」を	ビ
リチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010	0.010	」を	ビ
ロクトンオラミン	0.05	0.05	0.010	0.010	」を	ビ

○厚生労働省告示第一百一十号
　　薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第一百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日 厚生労働大臣 外添 要一
表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第百十一号を第百十二号とし、第五十九号から第百十号までを一号ずつ繰り下げる。第五十八号の次に次の一号を加える。

○五十九 デンブングリコール酸ナトリウム
○厚生労働省告示第二百二十一号
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十一条において準用

する場合を含む。)及び薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第一十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号)の

一部を次のように改正する。
平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

第二号中「07」を「08」とし、「06」から「07」までを「05」から「07」までとし、「53」の次に次のように加える。

○厚生労働省告示第1451号
54 ハンガリコール酸ナトリウム

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）に規定する施設（自閉症児施設を除く）、第

厚生労働大臣 基本 要1
人福祉施設をいい、介護施設とは介護保
法（平成9年法律第123号）にいう介護保
険施設をいわゆる「ト」（以下同）

社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生護養施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援助施設、障害者回復センターなどである。